

## 個人所得税給与所得の控除費用の改正！！ 中国籍人は拡大！外国籍人は変わらず

昨年末に行われた全国人民代表大会常務委員会第31回会議にて「中華人民共和国個人所得税法」の改正が決議され、個人所得税給与所得の控除費用額が拡大されましたが、その改正の内容や施行時期と外国籍人に対する適用の詳細に関する情報の公開が待たれていましたが、去る、2月20日に「個人所得税給与所得控除費用の標準政策に関する問題の通知」(国税発[2008]20号が公布され、更に2月22日に国务院令第519号において、「中華人民共和国個人所得税法実施条例の改正の決定」が公開されました。

改正個人所得税法実施条例及び控除費用に関する通知とも、3月1日からの施行となっております。以下、改正実施条例及び控除費用に関する通知をご紹介します。

### 1. 控除費用の改正

(1)中国籍人の控除費用:(旧)月1,600元 ⇒ (新)月2,000元(拡大)

(2)外国籍人の控除費用:(旧)月1,600元+追加控除費用月3,200元=4,800元

⇒ (新)月2,000元+追加控除費用月2,800元=4,800元(変わらず)

### 2. 摘要時期

上記改正後の控除費用は、2008年3月1日以降納税人が実際に取得する給与とされています。

2008年3月1日より前に納税人が実際に取得している給与である場合には、3月1日以降に申告納税されるものであっても、控除費用は改正前の月1600円で計算されます。

### 3. その他の改正事項

個人所得税実施条例の改正事項は、主に上記控除費用に関する事項となっておりますが、その他に個人所得税の課税対象所得に経済的利益が明記されました。

これまで、個人が取得する課税対象所得は、「現金、現物及び有価証券」を含むとされていましたが、今回の改正で、これに「その他の経済的利益」が追加され、経済的利益の所得は市場価格に基づき課税所得額を算定するとされています。

### 4. まとめ

中国の経済発展にともない、所得が増えるにつれ控除費用額もここ数年拡大の一途をたどっておりますが、今回は外国籍人の控除費用額が据え置かれてしまったのは残念です。当局側は課税公平の原則から、今後も徐々に外国籍人と中国籍人との控除費用の差を縮めるようにしていくようです。